

岩沼市立学校教育職員の働き方改革に関する取組方針

(給特法第8条第1項に基づく業務量管理・健康確保措置実施計画)

令和8年4月改訂

岩沼市教育委員会

目 次

I	計画の趣旨及び目的	1
II	教育職員の働き方の現状と課題	1
	1 時間外在校時間	
	2 ワーク・ライフ・バランス	
III	目標及び計画の期間	2
	1 目標	
	2 計画の期間	
IV	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
	1 学校・教師の「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	
	2 学校における措置（業務の適正化）の推進	
	3 学校における働き方改革を推進するための体制整備等	
	4 教育職員の健康及び福祉の確保	
V	留意事項	6
VI	その他措置の実施に関し必要な事項	7

I 計画の趣旨及び目的

岩沼市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）では、学校教育の質を高め、全ての子供たちに対してよりよい教育を行っていくため、平成 31 年 4 月に「岩沼市教職員の働き方改革に関する取組方針」（令和 5 年 3 月改訂。以下「取組方針」という。）を策定して、学校における働き方改革の取組を進めてきました。

その結果、教育職員の時間外在校等時間の縮減が図られてきているものの、依然として、在校等時間が長時間に及んでいる教育職員が存在しており、取組の加速化が必要となっています。

このような中、令和 7 年 6 月、教育職員を取り巻く環境整備に向けた総合的な対策を講じるため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 68 号。以下「給特法等一部改正法」という。）が成立し、新たに服務監督教育委員会に業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「実施計画」という。）の策定が義務付けられるとともに、実施計画の実施状況の公表や総合教育会議への報告等の仕組みが整備されました。こうした仕組みの下、各地方公共団体においては、学校、保護者、地域、教育委員会、関係部局などの教育に関わる全ての関係者が、教育現場の現状や課題を共有し、それぞれの権限と責任に基づいて相互に連携・協働しながら、働き方改革の取組を進めていくことが求められています。

本市の教育現場を取り巻く状況や教育職員の働き方の実態をみると、学校における働き方改革のより一層の推進が必要であり、また、給特法等一部改正法で整備された仕組みに適切に対応していく必要があるため、この度、取組方針を改訂し、法律上の実施計画として位置付けて取組の加速化を図っていくこととしました。本実施計画に基づき学校における働き方改革を加速していくことにより、教育職員の時間外在校等時間の状況等を改善し、教職の持つ本来の魅力が十分に発揮され、教職員が心身ともに充実した状態で、日々、生き活きと子供たちと接することができる教育環境の整備を目指していきます。

II 教育職員の働き方の現状と課題

1 時間外在校時間（在校時間：学校に到着した時から、学校を出る時までの時間）

校種 年度	小学校			中学校			全校		
	R 4	R 5	R 6	R 4	R 5	R 6	R 4	R 5	R 6
月 45 時間以下の割合	88%	95%	93%	89%	91%	84%	88%	92%	89%
月平均	32.55	27.55	28.05	31.30	29.44	33.09	32.10	28.48	30.37
年 360 時間を超えた割合	58%	40%	42%	56%	49%	55%	57%	43%	47%
※月平均 80 時間以上の割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

※月 80 時間以上の人数

	4 月	5 月	6 月	7 月	9 月	10 月	2 月	延べ
R 4	5 (小 3 中 2)	3 (小 1 中 2)	8 (小 7 中 1)	—	—	—	—	16
R 5	2 (小 1 中 1)	1 (小 0 中 1)	1 (小 1 中 0)	—	1 (小 0 中 1)	—	—	5
R 6	5 (小 3 中 2)	4 (小 1 中 3)	2 (小 0 中 2)	1 (小 0 中 1)	—	1 (小 0 中 1)	1 (小 0 中 1)	14

- 教育職員：校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員

【課題】

※月 80 時間以上の時間外勤務者の割合は年間平均では 0%であるものの、特定の月において 80 時間を超える教育職員が存在する実態も確認されている。こうした業務の多様化や負担の偏りといった課題に対して適切な解決策を講じ、教育職員が教育の質の向上に専念できる時間的余裕を創出することが求められている。

2 ワーク・ライフ・バランス

(1) 年次有給休暇平均取得日数

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
取得日数	10.8 日	12.7 日	10.8 日

(2) 男性職員育児休業取得率

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
取得率（取得人数）	0%（4 人中 0 人）	33%（3 人中 1 人）	0%（3 人中 0 人）

【課題】

○年次有給休暇の平均取得日数

令和 6 年度の宮城県職員（小、中学校の教職員及び会計年度任用職員を除く。）の 1 人当たり年次有給休暇平均取得日数は 14.2 日となっている。一方、本市の教育職員等の平均取得日数は 10.8 日と下回っていることから、年次有給休暇の取得を促進していく必要がある。（参照：令和 6 年度人事行政の運営等の状況の公表）

○男性職員の育児休業取得率

未だ低い状況であり、育児休業、特別休暇（出産補助休暇及び育児参加休暇）ともに、引き続き取得を促進していく必要がある。（参照：宮城県教育委員会特定事業主行動計画）

III 目標及び計画の期間

1 目標

○時間外在校等時間に関する目標

（※在校等時間：（在校している時間＋校外での業務時間）－（休憩時間＋業務外の時間））

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の教育職員の割合
計画期間中に 100 パーセントとする。〔現状値(令和 6 年度) 89%〕
- ・ 1 年間における教育職員の 1 箇月時間外在校等時間の平均時間
令和 11 年度までに平均で 30 時間程度とする。〔現状値(令和 6 年度) 30.37 時間〕
- ・ 時間外在校等時間が年 360 時間を超えた教育職員の割合
令和 11 年度までに 30 パーセントとする。〔現状値(令和 6 年度) 47%〕

○ワーク・ライフ・バランスの向上に関する目標

- ・ 年次有給休暇の平均取得日数
計画期間中に 15 日以上とする。〔現状値(令和 6 年度) 10.8 日〕
- ・ 男性職員の育児休業取得率
令和 11 年度までに 85 パーセントとする。〔現状値(令和 6 年度) 0%〕

2 計画の期間

令和8年度～令和11年度

IV 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

市教育委員会は、Ⅲに掲げた目標の達成のため、重点事項として以下に掲げた取組を実施する。各取組の実施に当たっては、教育職員が業務の遂行に伴い心身の健康を損なうことがないように十分に配慮し、また、教育職員の時間外在校等時間取扱要綱に基づき、同要綱第3第1項各号に該当する教育職員については、校長が、当該教育職員と面談等を実施の上、業務の進行計画等の調整を図るものとする。市教育委員会は、当該教育職員が年間上限時間数を超えて時間外勤務に従事することを未然に防ぐための対策等について、校長と連携して必要な措置を講ずるものとする。

1 学校・教師の「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

学校又は教師（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和7年文部科学省告示第114号）第2章第3節（2）に定める教師をいう。）の業務の3分類を踏まえ、業務の分担の見直しや適正化を図る。

業務に関する役割分担の見直しに当たっては、責任体制が明確になるよう留意した上で、市の関係部局との密接な連携や、保護者及び地域住民その他の関係者の参画を得ながら各学校の実情に応じた運用を行う。

また、教師以外の教職員の校務運営への参画拡大等により、学校全体の業務を効果的に改善していくに当たっては、各教職員が相互に連携・協働しつつ、特定の教職員の負担が過度にならないよう、事務処理の精選や効率化等にも留意して取り組む。

（1）学校以外が担うべき業務

業務分類	実施する具体的な取組事項
ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等	学校区の実情を踏まえ、学校の開放時刻（開錠時刻）を保護者にも周知し、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。PTAやふれあいパトロールなど保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
イ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応	放課後から夜間における学校による自主的な見回りは原則行わないこととし、地域や保護者が担う体制に委ねる。学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
ウ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）	公会計化が適切な学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れることで公会計化し、その徴収及び管理を行う。
エ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	学校が弁護士等の専門家を活用できる環境整備や、苦情等の相談窓口の周知など、行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

(2) 教師以外が積極的に参画すべき業務

業務分類	実施する具体的な取組事項
ア ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守管理	教育委員会が民間事業者等と連携し、迅速な対応が可能となる体制を整備することで、学校におけるICT機器等の保守管理に係る業務負担の軽減を図る。
イ 調査・統計等への回答	校務支援システムの機能等を活用することで、学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。事務職員が中心となって回答する体制を推進するとともに、共同学校事務室の整備等、学校事務体制の強化を推進する。
ウ 部活動	岩沼市立学校「部活動の在り方に関する指針」が遵守されるよう各学校に指導・助言を行う。部活動の地域展開にあたっては、連携する民間事業者や地域人材の拡充を図りながら、対象種目の拡大と持続可能な運営体制の構築を進めていく。

(3) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

業務分類	実施する具体的な取組事項
ア 授業準備	作成した指導案、ワークシート等の教材データ等を共有サーバーや紙で共有し、データの保存ルールを統一することで、教材データ活用による準備時間の短縮を図る。教材・教具の保管場所にラベルと写真を貼り、探す時間の短縮を図る。デジタル技術の活用を促進する。
イ 学習評価や成績処理	校務支援システムや自デジタル採点システム等のデジタル技術を活用し、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
ウ 学校行事の準備・運営	学校行事に係る関係機関との日程調整や物品の準備等について、教師と事務職員との協働を促進する。
エ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門人材の校内会議への参加を促し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を定期的実施する。

2 学校における措置（業務の適正化）の推進

学校は、以下の取組を推進し、教育職員が担う業務の適正化を図るものとし、市教育委員会は好事例の周知等により学校の取組を支援する。

(1) 教育課程・行事の見直し

各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

学校行事について、業務の洗い出しによるムリ・ムダ・ムラの見える化と見直しを図り、教育的価値を踏まえて精選または統合を推進する。

(2) 日課表の工夫

授業時数の見直しと併せ、放課後の児童生徒の活動時間（補習及び部活動を含む）を教育職員に割り振られた勤務時間内に適切に設定するなどの工夫を行う。

(3) デジタル技術を活用した校務の効率化（校務 DX）

統合型校務支援システムや Google サイトを活用し、公文書や通知文等の一元管理、会議の資料のペーパーレス化等の校務 DX を推進する。

(4) 組織的な業務運営の推進

校務分掌について、育成の観点を踏まえた分掌配置や、引継書の計画的な作成と異動時の引継事項の共有、慣例にとられない業務分担の見直しを推進する。

(5) 若手教育職員等への支援

各学校においては、職務経験が少ない教育職員が担当する業務が過度とならないよう抑制するとともに、メンター及び他の教育職員からの助言その他の支援を得られやすい体制を整備する。

(6) 勤務時間外の外部対応を抑制する環境整備

勤務時刻に合わせた留守番電話の設定と活用の周知を行い、教育職員が所定の勤務時間外に外部からの電話等に対応する必要のない環境を整備する。

3 学校における働き方改革を推進するための体制整備等

(1) 校長のリーダーシップ、マネジメント力向上への支援

市教育委員会は、校長を対象とした面談の実施等により、校長のマネジメント力、リーダーシップの向上を図る。また、校長の人事評価において働き方改革に関する目標を設定するなど、人事評価も活用した取組を推進する。

(2) 学校の指導運営体制の充実

市教育委員会は、正規の教育職員に加え、補助教員、教育支援員、業務補助員等の支援スタッフについて、配置体制の充実及び資質の向上に努める。また、教育指導専門監による校内研究の充実支援や、初任層を対象とした研修の一層の充実を図るなど、学校全体の教育力の向上に資する取組を推進する。

4 教育職員の健康及び福祉の確保

教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の措置を講じる。

(1) 客観的な方法その他の適切な方法による勤務時間の把握

教育職員が在校している時間は、本市で導入している出退勤管理システム等により客観的に計測できる環境を整備する。

(2) 衛生委員会での審議

各学校の衛生委員会において、時間外在校等時間の状況や産業医による面接指導状況の情報共有等を通じて、教職員の心身の健康に配慮した働きやすい職場づくりを推進する。

(3) 医師による面接指導

1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。

(4) 勤務間インターバルの確保

終業から始業までに一定時間（11 時間を目安）以上の継続した休息時間を確保できるよう、業務量の縮減や業務の効率化等に取り組む。

(5) 健康診断及びストレスチェックの実施

教職員の勤務状況及びその健康状態に応じて健康診断を実施する。また、ストレスチェックの実施を通して、働きやすい職場環境の構築につなげる。

(6) 心身の健康問題に関する相談窓口

公立学校共済組合との連携・協働により、心身の健康問題に関する相談窓口を設置する。必要に応じて、産業医等による助言・指導や面談指導の勧奨を行う。

(7) 年次有給休暇取得の促進等

年次有給休暇について、1時間単位の短時間休暇やリフレッシュ休暇の平日取得を含め、まとまった日数の連続取得を促進する。8月上～中旬には会議・研修等を行わず、連続した休暇取得を推進する。

(8) 時間管理の徹底

「ノー○○デー」などのスローガンを設定し、管理職が中心となって早く帰る機運をつくる。全ての学校の教職員を対象とした「ひとり1改善運動」により、業務の統合・縮減・見直し事例を収集する。学校における定時退庁日を月1回以上設定するよう推進する。

(9) 学校閉庁日の設定

夏季休業中は、仙台七夕祭りの日から連続で18日頃までを学校閉庁日の実施対象期間とし、終日勤務せず、当番も設けないこととする。

(10) 男性職員の育児休業取得促進

男性職員の育児休業について、宮城県教育委員会が策定している「特定事業主行動計画」（第1期：令和7年度～11年度）を着実に進め、仕事と家庭生活を両立するための環境整備を図る。

V 留意事項

本計画の推進に当たっては、特に以下の事項に留意するものとする。

○形式的な上限達成の目的化、虚偽記録の禁止

教育職員の在校等時間について、形式的に上限時間の範囲内とすることや実施計画に定める目標を達成することが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。

また、上限時間まで業務を行うことを推奨するものではないこと。

○持ち帰り業務の抑制と実態把握・縮減

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することや実施計画に定める目標を達成することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないこと。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、各学校においてその実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を行うこと。

○休憩時間の確保等

休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守すること。このため、例えば、教職員の休憩時間に会議の開催時間を設定することなどは厳に避けなければならないこと。

また、休憩時間の割振りは各学校において行えるものであることから、通常の休憩時間に業務を行わなければならないことが予め分かっている場合には、休憩時間の変更等により、勤務時間の途中で休憩時間が確保されるよう取り組むこと。

○学校運営協議会の活用を通じた保護者・地域住民等への周知と理解・協力

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和2年宮城県教育委員会規則第4号）及び本実施計画の内容について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう周知を図り、保護者等との連携による教育職員の業務の分担の見直しや適正化に取り組むこと。

その際、学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針に、業務量管理・健康確保措置に関する内容が含まれることも踏まえ、学校運営協議会を活用して保護者等の理解や協力を得ること。

○学校評価の適切な活用

各学校においては、学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るに当たっては、当該措置を講ずることが在校等時間の長時間化につながらないようにするため、実施計画に適合させるように努めること。

VI その他措置の実施に関し必要な事項

○計画の公表と総合教育会議への報告

市教育委員会は、実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、ホームページへの掲載等により適時かつ適切に公表するほか、総合教育会議に報告する。また、毎年度、実施計画の実施状況を総合教育会議に報告することを通じ、関係部局との連携を図りつつ、適切な役割分担の下で、業務量管理・健康確保措置の更なる推進を図る。

○関係者との連携

地方公共団体の長や関係部局との連携を図りつつ、適切な役割分担の下で業務量管理・健康確保措置の取組の改善を図る。保護者、地域住民等に対し本計画の内容を周知し、業務の分担の見直しや適正化を図る。